

別表(第4条関係)

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準

1 水道法違反に対する措置(行政処分に該当するもの)

(1) 指定要件違反

根拠条文	関係法令条文			違反行為	処分内容	指導方法等
	水道法	水道法施行規則	沼田市指定給水装置工事事業者規程			
水道法第25条の1第1項第1号	第25条の3第1項第1号	第21条	第5条第1項第1号	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し(文書警告)	・指定から2週間以内の期日を定めて「休止届」又は「廃止届」を提出するよう文書警告する。 ・文書警告に従わない場合は、指定を取り消す。
	第25条の3第1項第2号	第20条	第5条第1項第2号	2 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し(文書警告)	・国土交通省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、期日を定めて欠けている機械器具を備え付けるよう文書警告する。 ・文書警告に従わない場合は、指定を取り消す。
	第25条の3第1項第3号イ・ロ		第5条第1項第3号ア・イ	3 事業を適正に行うことが出来ない者又は破産者の宣告を受けたとき。	指定取消し	・指定給水装置工事事業者が個人の場合は、「廃止届」を提出するよう指導する。
	第25条の3第1項第3号ハ		第5条第1項第3号ウ	4 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	・指定を取り消す。
	第25条の3第1項第3号ニ		第5条第1項第3号エ	5 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	・指定を取り消す。
	第25条の3第1項第3号ホ		第5条第1項第3号オ	6 業務に関し以下の①から⑧に掲げる不正又は不誠実な行為をしたとき。 ① 無断通水、メーターの不正使用等したとき。 ② 道路掘削許可、道路使用許可その他必要な許可等を受けずに給水装置工事を施行したとき。 ③ 給水装置工事の施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④ 給水装置工事の施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し又は被害を与えたとき。 ⑤ 主任技術者及び工事事業者への研修機会の確保をしなかったとき。 ⑥ 口頭注意に従わないとき。 ⑦ 文書警告に従わないとき。 ⑧ その他の違反行為(主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)	指定取消し又は指定停止6月以下 指定停止6月以下(文書警告) 指定停止3月以下(文書警告) 指定停止6月以下(文書警告) 文書注意 文書警告 指定停止3月以下 指定停止6月以下(文書警告)	・様々なケースがあり得るが、違反行為の内容及び程度によって、「文書警告」又は「指定停止」を決定する。 ・再犯の場合又は悪質と認められるときは、期日を定めて文書警告した上で、欠格要件に該当するとみなして指定を取り消す。
第25条の3第1項第3号ヘ		第5条第1項第3号カ	7 6に掲げる行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。 8 法人であって、その役員のうち欠格要件のいずれかに該当するものがあるとき。	※上記6に準じる ※上記3～7に準じる	欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。	

(2) 給水装置工事主任技術者選任等義務違反

根拠条文	関係法令条文			違反行為	処分内容	指導方法等
	水道法	水道法施行規則	沼田市指定給水装置工事事業者規程			
水道法第25条の1第1項第2号	第25条の4第2項	第21条第1項・第2項	第12条第3項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し (文書警告)	・選任から2週間以内の期日を定めて「選任届」又は「解任届」を速やかに提出するよう文書警告する。 ・文書警告に従わない場合は、指定を取り消す。
	第25条の4第1項	第21条第3項	第12条第3項第4号	2 給水装置工事主任技術者が二以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3月以下 (文書警告)	・兼任を解くよう文書警告し、「解任届」を提出させる。 ・文書警告に従わない場合は、指定を停止する。

(3) 届出義務違反

根拠条文	関係法令条文			違反行為	処分内容	指導方法等
	水道法	水道法施行規則	沼田市指定給水装置工事事業者規程			
水道法第25条の1第1項第3号	第25条の7	第34条	第7条第1項	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し (文書警告)	・変更から30日以内の期日を定めて、「変更届」を速やかに提出するよう文書警告する。 ・文書警告に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取り消す。
		第35条	第7条第1項	2 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し (文書警告)	・廃止又は休止から30日以内、再開から10日以内の期日を定めて、「廃止届」、「休止届」又は「再開届」を速やかに提出するよう文書警告する。 ・文書警告に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取り消す。

(4) 事業の運営基準違反

根拠条文	関係法令条文			違反行為	処分内容	指導方法等
	水道法	水道法施行規則	沼田市指定給水装置工事事業者規程			
水道法第25条の1第1項第4号	第25条の8	第36条第1号	第13条第1項	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。		☐工事申込みの際の設計書等に給水装置工事主任技術者を記入する欄が空白の場合は、記入するよう指導する。
				2 名義貸しをしたとき又は一括下請けを請負させたとき。	指定停止3月以下 (文書警告)	

	第36条第2号	第13条第1項第2号	3 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ又はその者に該当工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定停止1月以下 (文書警告)	・技能を有する者は、公的な資格、民間の資格又はこれらに類するものにより判断するが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断する。 ・違反行為の程度によって、文書警告又は指定停止を決定する。・指導に従わない場合、再犯の場合又は悪質と認められる場合は、指定を取り消す。
	第36条第3号	第14条第1項第3号	4 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止6月以下 (文書警告)	・給水装置工事の手引き等に従わない場合(水道法施行令第5条を除く。)が該当する。 ・工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後の違反行為の程度によって、文書警告又は指定停止を決定する。 ・指導に従わない場合、再犯の場合又は悪質と認められる場合は、指定を取り消す。
	第36条第5号イ	第13条第1項第5号	5 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき(令第6条:給水装置の構造及び材質の基準)	指定停止6月以下 (文書警告)	・基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後の違反行為の程度によって、文書警告又は指定停止を決定する。 ・指導に従わない場合、再犯の場合又は悪質と認められる場合は、指定を取り消す。
	第36条第5号ロ	第13条第1項第5号	6 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3月以下 (文書警告)	・適正な機械器具を備え付けて使用するよう指導し、改善後の違反行為の程度によって、文書警告又は指定停止を決定する。 ・指導に従わない場合、再犯の場合又は悪質と認められる場合は、指定を取り消す。
	第36条第6号	第13条第1項第6号	7 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存することを怠ったとき。	指定停止3月以下 (文書警告)	・記録の作成・保存について文書警告する。・指導に従わない場合は、指定を停止するが、再犯の場合又は悪質と認められるときは、指定を取り消す。

(5) 工事施行に関する義務違反

根拠条文	関係法令条文			違反行為	処分内容	指導方法等
	水道法	水道法施行規則	沼田市指定給水装置工事事業者規程			
水道法第25条の1第1項第5号	第25条の9		第8条 第16条 第17条	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止3月以下 (文書警告)	指定停止3月以下
水道法第25条の1第1項第6号				2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下 (文書警告)	指定停止3月以下

水道法第25条の1 1第1項第7号			3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	指定停止6月以下 (文書警告)	指定停止6月以下
----------------------	--	--	--	--------------------	----------

(6)不正申請

根拠条文	関係法令条文			違反行為	処分内容	指導方法等
	水道法	水道法施行規則	沼田市指定給水装置工事事業者規程			
水道法第25条の1 1第1項第8号			第8条第1項第1号	1 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し	・事実が判明したら、速やかに指定を取消す。

本措置基準は、指定給水装置工事事業者による違反行為に対して、沼田市指定給水装置工事事業者審査委員会及び管理者において違反行為を認定し、当該違反行為に対する措置を決定するための基準である。

なお、本措置基準に掲げる違反行為の内容(以下「違反行為」という。)に対する措置は、各項目とも法第25条の11第1項の規定による指定の取消しの処分に加え、しん酌すべき特段の理由があるときは、沼田市給水装置工事事業者規程第9条の規定による指定の停止の処分を示したものである。また、次の各号に掲げる違反行為の悪質度も考慮すること。

① 違反行為に対しては、原則として「文書警告」による指導を行い、違反行為の是正及び再発防止に係る措置を講じさせる。ただし、直ちに是正措置を講ずることのできる軽微な違反行為に対しては、「口頭注意」による指導を行うものとする。

② 過去5年間に同一又は他の違反行為により「口頭注意」又は「文書警告」による指導を受けているときは、「指定取消し」又は「指定停止」の処分を検討するものとする。

③ 違反行為が悪質であり、しん酌すべき特段の事由がないときは、直ちに「指定の取消し」又は「指定の停止」の処分を行うものとする。

2 水道法違反に対する措置(給水装置工事主任技術者の職務義務違反)

根拠条文	関係法令条文			違反行為	指導方法等
	水道法	水道法施行規則	沼田市指定給水装置工事事業者規程		
水道法第25条の5 第3項	第25条の4 第3項第1号			1 給水装置工事に関する技術上の管理を行わないとき。	給水装置工事主任技術者免状の返納に係る国土交通大臣への報告
	第25条の4 第3項第2号			2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行わないとき。	
	第25条の4 第3項第3号			3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認を行わないとき。	
		第23条第1号		4 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整を行わないとき。	
		第23条第2号		5 配水管から分岐して、給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他工事上の条件を守らないとき。	
		第23条第3号		6 給水装置工事の完了の連絡をしないとき。	

3 その他法令違反に対する処置

根拠条文	関係法令条文			違反行為	指導方法等
	水道法	水道法施行規則	他法令		
1 水の供給妨害	法第51条第1項		刑法第147条 刑法第261条	1 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害したとき。	告訴

	法第51条第2項		刑法第147条 刑法第261条	2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害したとき。	
2 通水違反	法第25条の11 第1項第1号 第25条の3第1 項第3号二		刑法第233条 刑法第235条 給水条例第38条	3 管理者の承認を受けずに給水装置工事を施行し、かつ、計量不能の状態に通水可能な状態にしたとき。	指定取消し若しくは指定停止6月以下及び過料 ※しん酌する場合は「文書警告及び過料」2悪質な場合は「告訴」
3 不法行為			民法第709条	4 故意又は過失により本市に損害を与えたとき。	損害賠償請求又は訴えの提起
4 使用者責任			民法第715条	5 被用者(雇用人等)が使用者(雇主等)の業務執行の際に本市に対して不法行為を行い、損害を与えたとき。	
5 手数料等納入義務違反	法第25条の11 第1項第1号		給水条例第39条	6 詐欺その他の不正の行為により手数料等の納入を免れようとしたとき、又は免れたとき。	指定停止6月以下及び過料 ※しん酌する場合は「文書警告及び過料」
6 無資格工事			給水条例第38条 第1項第1号	7 無資格の者が給水装置工事をで行ったとき。	再施工 5万円の過料